

甲子園学院 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人甲子園学院寄附行為第44条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 役員報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、この役員報酬等には、甲子園学院給与規程に基づくものを含まない。

(3) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員に対しては、別表第1により報酬を支給するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、役員は報酬の受け取りを辞退することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、5月（4月から9月分）及び11月（10月から3月分）に支給する。

2 新たに役員となった者に対する報酬は、別表第2により算出した額を支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の返還)

第5条 報酬を受領した期間が満了する前に退任した者は、退任翌月から残月数の報酬を返還しなければならない。ただし、死亡による場合は、返還を要しない。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、本人からの申請に基づき、当該費用を支給する。

(退職慰労金)

第7条 役員が退任した場合、理事会が特に功労があったと認める者に対して退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金を支給する場合の基準は、別表第3に定める算式により算出される額とする。ただし、千円以下は切り捨てる。

3 前項の規定にかかわらず、退職慰労金の支給上限は5千万円とする。

(公表)

第8条 この規程は、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表す

る。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議に基づき行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	年額 900,000円
理事	年額 540,000円
監事	年額 450,000円

別表第2（報酬の算出方法）

算式
報酬（年額） ÷ 12 × 就任月数

ただし、就任月数には就任月を含める。

別表第3（常勤の役員の退職慰労金）

算式
報酬（年額） × 在任年数 × 1.0

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。